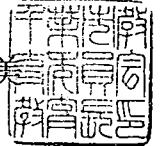




30千教生第217号  
平成30年5月31日

千葉市社会教育委員会議  
議長 三野宮 純一 様

千葉市教育委員会  
教育長 磯野 和美



公民館における使用制限の一部緩和について（諮問）

標記の事項について、社会教育法第17条に基づき、貴会議に諮問いたします。

【諮問理由】

本市の公民館では、公民館設置管理条例及び昭和58年の社会教育委員会議答申（以下「条例等」という。）に基づき、政治的中立性を確保するため、議員・政党等が公民館で政治報告会等を行うことを認めていません。

しかしながら、市民の学習機会の確保は公民館の重要な役割であり、また、他都市においても、政治報告会等の使用を認めている事例もあることから、公民館における政治的中立性の確保と市民の知る権利に配慮し、それらが両立できる形での使用のあり方について、検討する必要があると考えます。

また、公民館における営利事業は、条例等に基づき、原則として許可しておりませんが、郷土意識や都市アイデンティティの向上に資するような事業については、使用のあり方を検討する必要があると考えます。

さらに、公民館の所管区域による使用制限については、より活発な公民館活動を促進するために、その必要性を見直す必要があると考えます。

以上のことから、公民館における使用制限の一部緩和について、御審議いただきたく、諮問いたします。